少年院法 ・ 少年鑑別所法の概要

① 再非行防止に向けた取組の充実 ② 適切な処遇の実施 院 ○ 矯正教育の基本的制度の法定化 ○ 少年の権利義務・職員の権限の明確化 院 年齢区分の撤廃等の少年院の種類の見直し 外部交通(面会・信書・電話) ・矯正教育の目的・内容・方法等の明確化 • 規律秩序維持の措置(制止等の措置・手錠の使用・ 在院者の特性に応じた計画的・体系的・組織的な 保護室への収容等) 矯正教育を実施 ・ 懲戒の内容・手続(少年院のみ) 院 鑑 〇 保健衛生・医療の充実 院 ○ 社会復帰支援の実施 社会一般の医療水準確保を明確化 ・保護観察所との連携の下、帰住先の確保・就労 ・ 運動の機会の保障 等の支援の実施 • 出院者や保護者等からの相談に応じることが ○ 不服申立制度の整備 院 できる制度を導入 • 法務大臣に対する救済の申出等の制度の創設 鑑 ○少年鑑別所の機能の強化 ③ 社会に開かれた施設運営の推進 ●少年鑑別所に関する独立した法律の制定 専門的知識・技術に基づいた鑑別の実施 ○ 施設運営の透明性の確保 院 ・在所者の健全な育成のための支援の実施 • 地域社会における非行及び犯罪の防止に関する 視察委員会の設置 援助の実施

少年の健全育成を期し、改善更生と円滑な社会復帰を実現

意見聴取・参観